

令和7年9月定例会 建設常任委員会の主な質疑・質問等

令和7年10月7日

発言者	発言要旨
青木委員	庄内地域における水道事業の統合に向けた、今後想定される企業団との手続の概要はどうか。
水道事業課長	手續については大きく分けて以下の3段階を想定している。①引き継ぐ資産等の取扱など、協議事項を確認し合う覚書を取り交わし、具体的な協議を進めていく。②①の協議が整った後、協議事項を確認するための基本協定書を締結し、これに基づき広域水道廃止に係る国や県関係部局との手續を進める。③②の手續が完了した後、企業団と事業譲渡契約書を取り交わし、事業譲渡する。なお、関係の2市1町（鶴岡市、酒田市、庄内町）とは担当者間で月1回、対面で打合せを行っており、問題なく進めている。
青木委員	建設・建築工事の入札における不調・不落の発生状況はどうか。
建設企画課長	令和7年4～9月の県内4地域ごとの発生件数は村山9回、最上21回、置賜8回、庄内20回の合計で58回となっており、発生率は15%である。また、内訳としては土木関係工事が51回、建築営繕関係工事が7回である。
青木委員	不調・不落の発生要因はどうか。
建設企画課長	一般的に土木工事の場合、多数の災害復旧工事又は近隣における高速道路等の大規模工事など、工事件数がその地域の平時に比べ大幅に増加した場合などに人員不足を理由として不調になる場合がある。そのほか、山間部の工事など施工条件が悪い工事のほか、発注規模が小さく利益が見込めない工事などが事業者から敬遠される傾向にある。今年度はこれらの要件が重なり、不調・不落が多数発生したものと考えている。
営繕室長	建築営繕工事については、不調・不落の発生が比較的少なく、全体の傾向は把握しにくいものの、個別に見ると、土木工事と同様に人員不足や工事費の高騰が要因の一つとなっている。そのほか、最低制限価格未満による不落や書類不備のために参加資格がないなど、様々なケースがあり、その都度要因を分析して対応している。
青木委員	市町村や県の外郭団体等が発注する建築営繕工事でも不調が発生していると聞いているが、円滑に入札を進めるために県ができる対策はあるのか。
営繕室長	市町村や県の外郭団体が発注する建築営繕工事においても、不調・不落が発生していることは承知している。この不調・不落は、発注価格や工期に加え、冬期間の工事の考え方等が一致しなかったことが要因と認識しており、発注の際は発注者側で適切な条件を設定することが重要と考えている。 県以外の機関の円滑な入札に向けた取組については、発注者が県ではないため限定的な対応になるとを考えているが、近日中に建設関係団体と県内の営繕工事に関する発注の現状について、意見交換を実施する予定としており、その中で受注に当たっての課題を把握した上で対応を図っていきたい。加えて、公共的な事業の発注者に対しては、資材価格や労務費の上昇等といった社会情勢を踏まえた適切な価格設

発言者	発言要旨
青木委員	定のほか、働き方改革や機器の納期等に配慮した無理のない工期設定について、説明や働きかけを行っていきたい。
建築物安全対策主幹	<p>令和7年4月の建築基準法等の改正による具体的な影響はどうか。また、新築の住宅着工戸数が減少しているとの報道があるが、本県の現状はどうか。</p>
	<p>いわゆる建築物省エネ法の改正により、新築住宅を含む全ての建物に省エネ設計基準の適合及び省エネ計算が義務化され、壁量計算等の様々な基準も見直されている。具体的な影響としては、申請書類が増えたことにより、申請側の準備や審査に時間を要する状況になっている。</p>
	<p>申請者への対応として、国が設置する申請者への相談窓口の活用促進のほか、規制強化に合わせて合理化された部分について、説明会等で建築士に対して説明を行っている。さらに、意見交換の中で建築確認申請の電子化を希望する声も上がったため、来年度から対応できるように準備を進めている。一方で、審査側では、審査担当者同士でのノウハウの共有や他自治体との情報共有を行っている。</p>
	<p>本県の新築住宅着工戸数は、建築基準法の改正により減少しており、令和7年4月の着工件数は前年同月比で37.3%減、5月が50.3%減である。その後、少しずつ増加しているが、直近の8月は前年同月比12.5%減という状況である。3月は駆け込み需要により11.2%増となっており、その反動で4月から減少したものと考えられる。全国的にも本県と同じ傾向にあり、全国では3月39.2%増、4月26.6%減、5月34.4%減となっており、8月までの累計で8.1%減となっている。</p>
青木委員	住宅新築に対する補助金の申請状況はどうか。
住宅対策主幹	<p>県では、平成14年度から新築支援を進めてきたが、令和5年度から補助要件に「やまがた省エネ健康住宅」の認証が追加されている。10月6日時点での今年度の申請件数は、新築支援事業費補助金が223件で、パッケージ補助金を併用した新築支援事業費補助金は6件となっており、前年と比較すると全体で15件増えている。</p>
青木委員	<p>令和8年度から、国土交通省の各地方整備局が発注する土木工事を対象に、猛暑対策として夏季休工を試行するとの報道があつたが、その概要及び県の対応はどうか。</p>
建設技術・DX推進主幹	<p>夏季休工は、猛暑となる7～8月の期間に受注者と発注者が協議の上、数週間～2ヶ月程度、現場作業を休止する取組であり、国土交通省では令和8年度の夏季から試行的に導入して、課題の検証を行う予定と聞いています。夏季休工の導入により、熱中症の防止、高温に伴う労働者の注意力低下に起因する事故や品質低下の防止、建設業の魅力向上が期待される。一方で、日給制労働者の収入減少、建設資機材の管理費等に係る待機コストの発生などの課題も指摘されているほか、本県では、冬期間は降雪により施工できない場合もあり、夏季休工により施工期間が更に限定されることも考えられるため、国土交通省の試行状況を注視していきたい。</p>
小松委員	<p>経営者側にとって、夏季休工によって事業に空白期間ができるることは懸念点である。約30年前に視察したベトナムでは、比較的涼しい夜間に工事を行っており、そういう事例も踏まえながら事業者側の負担にならないよう慎重に検討してほしい。</p>

発言者	発言要旨
小松委員	県内2空港におけるクマの侵入原因はどうか。また、今定例会に空港へのクマの侵入対策に係る補正予算案が計上されているが、その具体的な対策内容はどうか。
空港港湾課長	<p>庄内空港では5月22日、山形空港では6月26日に空港へのクマの侵入が確認されている。庄内空港では航空機の運航に影響はなかったものの、山形空港では2回にわたって滑走路を閉鎖したため、航空便に遅延又は欠航が発生した。</p>
	<p>庄内空港については、その後の調査により敷地の南側と北側のフェンスの上部にある有刺鉄線に破断変形した跡が確認されたことから、フェンスを乗り越えて侵入したと考えられる。一方、山形空港については、7月1日に自衛隊や警察等の関係機関と合同で外周を点検し、北側フェンスの有刺鉄線にクマの毛が付着していることが確認されたものの、フェンスに損傷はなく、侵入箇所と特定することは難しい。</p>
	<p>こうした状況を踏まえ、7月7日に関係機関の実務者会議を開催し、今後の対策として草刈りを早急に完了させるとともに、支障木等の撤去などによる見通しの良い環境の確保や、老朽化しているフェンスの更新のほか、空港周辺でクマの目撃情報があった場合のパトロール強化などが決定された。</p>
	<p>これを受け、既決予算を活用した空港周辺の草刈りを8月上旬までに完了させるとともに、この空港周辺の草刈りに先行して河川管理者において山形空港の北側を流れる村山野川の左岸堤防を中心に緊急的な支障木の伐採を行っている。</p>
	<p>これらの緊急的な対策に加えて、9月補正予算では大きく3つの視点で事業を構成しており、一つ目は、クマを近づけさせないための対策として、空港周辺の草刈りに加え、旧ターミナル跡地付近の見通しを妨げている立ち木の伐採を進める。二つ目は、クマの侵入を防ぐための対策として、老朽化して腐食等が見られる有刺鉄線の更新のほか、庄内空港においてはターミナルビル周辺のフェンスそのものにも腐食があることから、併せて緊急的に補修していく。三つ目は、セキュリティ対策として、山形空港において侵入ルートが特定できずに対応が長期化したことから、両空港のフェンス上に一定間隔で監視カメラを設置したいと考えている。</p>
小松委員	令和6年7月の大雨から1年以上経過しているが、県管理道路の通行規制等の状況はどうか。
道路保全課長	<p>令和6年7月の大雨災害の発生時においては、112箇所で全面通行止め、4箇所で幅員減少等の通行規制、県管理道路全体で116箇所の通行規制を実施した。そのうち、被災直後から現在まで継続して全面通行止めとなっている箇所は、一般県道平田鮭川線など3路線となっており、これら以外に新庄市にある国道458号の鍛冶橋は全面通行止めではないものの、歩行者のみ通行可としている。</p>
	<p>そのほか、被災直後より道路の啓開作業を開始し、一時片側交互通行により開通したものの、現在、災害復旧工事等によって全面通行止めとしている箇所が国道344号など3箇所ある。これも合わせて、現時点で令和6年7月の大雨に起因する全面通行止めの箇所は6箇所、車両通行止めは1箇所である。</p>
小松委員	国道344号の通行止めにより、地域住民からは「飲食店の売上が半減した」「酒田の工場との調整がやりにくくなっている」といった声を聞いている。住民の不安解消のためにも国道344号の復旧の見通しを示すべきと考えるがどうか。

発言者	発言要旨
道路保全課長	国道344号は被災直後より地元の建設業関係者から支援をいただきて、啓開作業を実施し、昨年10月25日から片側交互通行で開放した。しかし、雪崩防止柵が被災していたことから、昨年11月29日から再度、全面通行止めとしており、多くの箇所で被災しているため、復旧工事に時間を要している。また、庄内側で入札不調により未だ工事契約ができていない区間があることから再公告しており、10月16日に開札する予定となっている。そこで工事請負者が決定し次第、工程等を精査していく予定であるため、現在は復旧までの見通しを示すことができない。
小松委員	幅員が4m未満の箇所が多い一般県道西郡居口線も通行止めとなっているが、周辺の地域住民は高齢の方が多く、冬期の通行について心配する声も聞いている。復旧の見通しはどうか。
道路保全課長	一般県道西郡居口線については、災害復旧工事のため全面通行止めとしているが、通行止めの期間は9月16日～12月末日の予定となっている。
小松委員	現在通行止めになっている、新庄次年子村山線の堀内橋の状況はどうか。
道路整備課長	7月の橋梁の定期点検中に腐食による損傷が見つかったため、一時的に全面通行止めをした上で、専門家の意見を伺い、車線規制による片側交互通行を行うとともに、8t以上の車両については通行を規制しているところである。復旧作業については、冬前には損傷箇所の補修を完了させる必要があることから、緊急随意契約で発注し、補修工事に着手している。現在は、部材の製作を工場で行っており、10月14日以降、現場で足場の設置等を行う予定としている。
小松委員	今年度の冬期における除雪業務について、昨年度の発注からの変更点はどうか。
道路保全課長	今年度の除雪業務については9月上旬から10月にかけて入札を執行し、IC関係を除き、ほぼ落札者が決定しており、10月末から落札業者と各総合支庁で除雪に関する会議を開催する予定である。 除雪関係者との会議等を通して、昨年度大幅に変更した稼働保障制度の見直し点をしっかりと周知し、意見を伺いたい。
小松委員	道路予算における維持管理費の推移はどうか。
道路保全課長	年度によってばらつきはあるが、平成28年度の11億3,000万円に対して、令和7年度は当初予算で12億2,000万円であり、約8%増となっている。
小松委員	市町村の担当者からも道路の維持管理費をもっと充実させてほしいという声を聞くが、この5年間で管理費はあまり変化していない。維持管理費の内訳はどうか。
道路保全課長	道路の管理費は、その約半分が電気料金であり、残りは通信料やエレベーターの点検費用となっている。道路管理費については要求額の満額を得ており、照明のLED化を行い経費節減に努めているところである。また、土砂の撤去や草刈りに係る費用は維持修繕費で対応しており、維持修繕費は若干増加している状況である。なお、毎年度、県管理の道路延長が伸びているため、それを踏まえてしっかりと予

発言者	発言要旨
小松委員	<p>算要求していきたい。</p> <p>住民から「道路のラインが薄くなっている、通行に不安を感じる」という声を聞いている。また、今後、自動運転車両も実装化されてくると考えるが、ラインがしつかりと引かれていない道路では運用が困難と考える。道路のラインの修繕の状況はどうか。</p>
道路保全課長	<p>道路のラインの修繕に係る予算は維持修繕費だけでなく、路面標示に係る予算も活用しており、今年度の予算は約2億5,000万円となっている。発注に当たっては、除雪時期終了後、速やかに発注するようにしており、昨年度に実施した延長は、5mおきに引くセンターラインが310km（道路延長で620km）、外側線が110kmとなっている。予算の確保が厳しく、除雪作業の際に削られてしまうセンターラインの修繕が中心となっている。</p>
小松委員	<p>河川の維持管理に係る予算の推移はどうか。</p>
河川課長	<p>河川の維持管理予算の主なものとして、小規模な施設補修等を行う通常の維持管理予算のほか、堆積土砂の撤去や支障木の伐採等の流下能力の確保のための予算がある。昨年度までは約2億円でほぼ横ばいで推移していたが、近年の大雨災害の頻発化・激甚化により河川施設の適切な維持管理の重要性が高まってきており、河川の流下能力の向上に加えて、堤防の草刈りや施設点検を強化することとし、今年度は現地を精査した上でこれまでの2倍にあたる約4億円の予算を確保して実施している。さらに、これらの点検結果に基づく予防保全的な修繕予算として約2億円を増額しており、今年度の維持管理予算の合計は約6億円となっている。</p>
奥山委員	<p>盛土規制法の施行により、本県でも中核市の山形市を除く県全域を対象に規制区域の指定を行ったと聞いているが、その概要はどうか。</p>
都市計画課長	<p>本県では、今年4月30日に盛土規制法に基づく規制区域の指定を行った。この規制区域には、市街地等やその周辺で盛土が行われ、人家等に危害を及ぼしうる「宅地造成等工事規制区域」と、市街地等から離れているものの、地形条件から盛土等が行われ、人家にも危険を及ぼしうる「特定盛土等規制区域」という二つの区域があり、山形市を除く県全域でこの二つの区域を指定している。</p>
奥山委員	<p>規制区域の中で対象となる盛土工事を行う場合には県知事の許可が必要とされており、技術基準の適合や工事施工者の能力等の審査を行うこととなっている。許可が必要となる盛土等の例としては、「宅地造成等工事規制区域」内では1mを超える崖を生じさせる場合、「特定盛土等規制区域」内では2mを超える崖を生じさせる場合のほか、盛土又は切土する土地の面積が「宅地造成等工事規制区域」内では500m<sup>2</sup>を超える場合、「特定盛土等規制区域」内で3,000m<sup>2</sup>を超える場合などである。</p>
都市計画課長	<p>盛土規制法に基づく規制の開始から約半年経過しているが、許可状況及び課題はどうか。</p> <p>県における盛土規制法に基づく許可件数は、9月1日現在で4件あり、各総合支庁で1件ずつ処理している状況である。現在大きな課題はないものの、制度開始からまだ間もないことから、事業者からの相談が多い状況にある。こうしたことから、</p>

発言者	発言要旨
奥山委員	事業者からの相談に対しては各総合支庁と情報共有しながら他県の事例も踏まえ対応していくとともに、引き続き関係機関と連携し、制度の周知を図っていきたい。
砂防・災害対策課長	<p>土砂災害警戒地域における要配慮者利用施設の数及び避難計画の策定を始めとする避難体制の整備状況はどうか。</p>
	<p>本県では現時点で5,231区域を土砂災害警戒区域に指定しており、令和7年8月末時点でこれら区域内に155施設の要配慮者利用施設がある。要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、土砂災害防止法が平成29年6月に改正されており、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、市町村の地域防災計画にその名称及び所在地が記載されている施設の所有者又は管理者については避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。</p>
	<p>7年8月末現在、土砂災害警戒区域内にある155施設のうち、市町村の地域防災計画に記載されている施設は139施設ある。このうち138施設が避難確保計画を策定済みであり、1施設は策定中であり、避難訓練は103施設において実施されている。</p>
奥山委員	<p>年1回以上の避難訓練が義務付けられているにも関わらず、避難訓練を実施していない施設がある要因はどうか。併せて、避難訓練を実施していない施設に対する県の対応状況はどうか。</p>
砂防・災害対策課長	<p>139施設の中には個人経営の医療施設もあり、避難訓練の実施が難しいという事情を抱える施設もある。そうした施設に対しては、関係部局や市町村と連携して避難体制の確立に向けてサポートをしている。</p>
奥山委員	<p>9月補正予算案の塩水遡上に対する応急対策に係る調査の具体的な内容はどうか。</p>
水道事業課長	<p>来年度以降の塩水遡上に備え、現在の仮設取水口より更に上流からの仮設取水の可否について調査検討を行うものである。現在用いている仮設取水ポンプホース等の資機材では性能上、更なる上流からの取水が難しい。</p>
	<p>今般、塩水が仮設取水口より上流まで遡上したことを踏まえ、新たな取水地点の選定を行い、取水に用いる資機材、取水ポンプホース、浄水場までの導水方法、資機材の配置といった技術的な課題について調査検討する予定である。今年度は調査を行い、来年度以降、更なる対策を施すことができるよう努力していく。</p>
奥山委員	<p>来年度に再び、塩水遡上が発生する恐れもあり、早急な対応が必要と考えるがどうか。</p>
水道事業課長	<p>抜本的な対策として受水企業と意見交換しながら協議を進めており、今回の応急措置は経過措置となる。抜本的な対策の完了には10年程度の期間を要すると考えている。</p>
奥山委員	<p>9月補正予算案に債務負担行為として新たに酒田工業用水道取水ポンプ（1号）インバータ装置更新工事請負契約が挙げられているが、急遽必要になった経緯、工事内容及び取水への影響はどうか。</p>

発言者	発言要旨
水道事業課長	酒田工業用水道の取水ポンプは2台あり、そのうち1台のインバータ装置部分が6月に故障した。1台でも給水には影響はないが、予備機がない状況であったため、急遽代替機を手配して現在は2台とも稼働している状態である。しかし、中古品を用いた応急的な対策であり、早期に本復旧したいことから補正予算に計上したものである。
阿部(ひ)副委員長	寿岡発電所の運転停止の原因はどうか。
電気事業課長	発電機を冷却する配管の破断によるものである。民間の調査会社を通して原因分析を行ったところ、経年劣化によって溶接部分の強度が徐々に低下して最終的に疲労破壊に至ったという結果であった。今回破断した配管は更新してから約37年経過しており、通常は40年以上使用可能なものであるが、想定以上に老朽化が進んでいたと認識している。
阿部(ひ)副委員長	9月補正予算案では大規模改修工事費として25億1,900万円が計上されているが、工事の内容はどうか。
電気事業課長	今回浸水した高圧機器や発電機を改修する工事であり、令和21年度から予定していたリニューアル工事を前倒しするものである。
阿部(ひ)副委員長	再発防止のために、今後どのような点検を行っていくのか。
電気事業課長	通常は毎月2回の点検を行っている。今回の破断を受け、同じような経過年数の配管については超音波検査等による点検を考えており、詳細については検討中である。
阿部(ひ)副委員長	令和6年7月の大雨により、遊佐町の月光川周辺の住宅地では大きな被害が発生し、現在は河川改修工事が活発に行われており、その工事の中でフラップゲートといった施設も整備されると聞いているが、同施設の機能はどうか。
流域治水推進室長	フラップゲートは、河川側の水位が住宅側よりも上昇すると閉じ、逆に住宅側の水位が高くなると河川側に水が流下するといった、水位の変動に応じて自動的に開閉する機能を持つゲートである。
阿部(ひ)副委員長	新井田川に整備される排水樋門はフラップゲートか。
流域治水推進室長	新井田川の排水樋門は下流部に位置しており、潮位の影響を受けるため、フラップゲートは適さない。水位の変化が緩やかな場所では、フラップゲートの稼働によりかえって川側の水を引き込む可能性もあり、手動で操作するスライドタイプのゲートを用いる場合が多い。なお、水門については各管理者に引き渡すこととなるため、各管理者の意見も踏まえて、整備している。

発言者	発言要旨
阿部(ひ)副委員長	ゲートを閉めることによって内水氾濫が発生するおそれはないのか。
流域治水推進室長	ゲートを閉めることによって内水氾濫が発生することは考えられるものの、外水を止める方が、内水氾濫が発生した際の被害よりも小さくなると見込まれるという考え方のもと対応している。なお、内水については水路管理者において対応することが原則であるが、県においても今回の整備に伴う氾濫域のシミュレーションを行っているため、こうしたデータをもとに河川管理者として助言できる部分があれば助言していきたい。
阿部(ひ)副委員長	来年度の酒田港に寄港する外航クルーズ船の数は、今年度の3倍になると聞いています。酒田港における外航クルーズ船の受入に当たっては、同じふ頭を用いるバイオマスの燃料船とも綿密に調整する必要があるが、今後の外航クルーズ船の受入に向けた取組はどうか。
空港港湾課長	<p>酒田港における外航クルーズ船の受入は、北港地区の古湊ふ頭が平成28年度の国直轄事業により大型クルーズ船にも対応する岸壁に整備されて以降、同ふ頭に寄港しており、今年度は過去最高の11回の寄港を予定している。その一方で、古湊ふ頭は、バイオマス発電の燃料の積み下ろしにも使用されている。来年度に酒田港に寄港する外航クルーズ船の数については、観光文化スポーツ部から公表されていないため、正式な数は申し上げられないものの、多くの問い合わせをいただきており、今年度を大幅に上回るものと見込んでいる。</p> <p>抜本的な対策は、古湊ふ頭の3号岸壁を延伸し、クルーズ船と燃料船の同時接岸を実現することであり、港湾計画にも位置付けて政府への要望も行っているものの、現時点では事業化の見込みはない。</p> <p>こうしたことから、暫定的な措置として、一部の時期、また一部のクルーズ船については他の埠頭に寄港させることができないか検討を進めている。現時点では保安上の観点などから高砂ふ頭を候補地として考えており、国の関係機関や港湾利用者と調整している。</p>
阿部(ひ)副委員長	酒田港本港地区に小型クルーズ船が寄港できるように港湾計画の一部を変更したが、現在の整備状況はどうか。
空港港湾課長	今年度から国の交付金を活用し、具体的な調査設計に着手した。今後の設計の進捗状況等を踏まえて完成年次を見定めていきたいと考えているが、小型クルーズ船の誘致活動等も含めて、酒田市とも連携しながらスケジュール感を意識して取り組んでいきたい。